平成２９年（フ）第１１６号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄8017番地　中村マンション205号、前住所佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地　市営久保田住宅134号
債務者　山口　裕輔
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１５号
大分県豊後大野市三重町秋葉524番地５　プリンス秋葉206
債務者　浦田　智和
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第１７４号
青森市本泉２丁目21番37号
債務者　木村　徹也
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８２号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番４―42号
債務者　石原　美紀
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０２号
熊本市西区新土河原１丁目９番23号　メゾンド・マツモト302号
債務者　境　　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８３３号
札幌市東区北６条東５丁目１番地３　クリーンリバーフィネス札幌ミッドステージサウス626号
債務者　髙川　千鶴
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０４号
札幌市北区篠路町篠路377番地９
債務者　吉川　明男
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９１１号
北海道江別市弥生町24番地の14　ニューハイツ弥生Ｎｏ．２―205
債務者　郡川　優衣
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２９号
札幌市白石区南郷通３丁目北３番16―105号
債務者　水澤　　梓（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３３号
札幌市西区発寒10条４丁目５番18号　アートテラス発寒中央301号
債務者　田中まりの
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９３９号
札幌市中央区南５条西21丁目２番23号　メゾワール裏参道301号
債務者　成田　一孔（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９５８号
札幌市南区中ノ沢５丁目２番６号
債務者　鈴木　　睦
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
北海道空知郡南幌町美園２丁目１番７号
債務者　山森　昭雄
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６３号
北海道空知郡南幌町美園２丁目１番７号
債務者　山森　　禎
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６４号
北海道岩見沢市１条西11丁目１番地10　２階
債務者　近江　孝夫
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２０号
北海道岩内郡岩内町字清住151番地
債務者　樋口　祐輔
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道斜里郡小清水町字小清水773番地の５
債務者　田中　宣正
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係